

写

福島労発基 0827 第 1 号  
令和 6 年 8 月 27 日

福島地方最低賃金審議会  
会 長 熊 沢 透 殿

福島労働局長  
井 口 真 嘉

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、福島県労働組合総連合 議長 野木茂雄から、8月23日  
付けをもって、最低賃金法第 11 条第 2 項による異議の申出があったの  
で、貴審議会の意見を求める。



福島賃審発第14号  
令和6年8月27日

福島労働局長  
井口真嘉殿

福島地方最低賃金審議会  
会長熊沢透

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

当審議会は、令和6年8月27日付け福島労発基0827第1号により貴職から諮問のあった8月23日付け福島県労働組合総連合議長野木茂雄からの異議申出に関し、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月9日付け答申どおりとすることが適当である。

写

福島労発基0827第2号  
令和6年8月27日

福島地方最低賃金審議会  
会長 熊沢 透 殿

福島労働局長  
井口 真 嘉

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。

記

福島県非鉄金属製造業最低賃金  
（平成20年福島労働局最低賃金公示第6号）